

参議院文教委員会會議録第九号

平成九年五月六日(火曜日)
午後三時四十分開会

委員の異動

四月二十三日

阿部 幸代君

補欠選任

阿部 幸代君

四月二十四日

阿部 幸代君

補欠選任

阿部 幸代君

阿部 幸代君

補欠選任

阿部 幸代君

出席者は左のとおり。

委員長

清水嘉与子君

理事

小野 清子君

委員

鹿熊 安正君

委員

石田 美栄君

委員

井上 裕君

委員

金本 邦茂君

委員

世耕 政隆君

委員

馳 浩君

委員

菅川 健二君

委員

林 久美子君

委員

山下 栄一君

委員

本岡 昭次君

委員以外の議員

南野知恵子君

木宮 和彦君

上 山 和人君

政府委員

文部大臣

文部大臣官房長

文部省生涯学習局長

文部省初等中等教育局長

常任委員会専門員

青柳 徹君

事務局側

青柳 徹君

本日の会議に付した案件

○学校図書館法の一部を改正する法律案(南野知恵子君外七名発議)

○放送大学学図法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(清水嘉与子君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

学校図書館法の一部を改正する法律案及び放送大学学図法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、学校図書館法の一部を改正する法律案について、発議者南野知恵子さんから趣旨説明を聴取いたします。南野知恵子さん。

○委員以外の議員(南野知恵子君) ただいま議題となりました学校図書館法の一部を改正する法律案は、平成会の石田美栄君、山下栄一君、社会民主党・護憲連合の上山和人君、民主党・新緑風会の本岡昭次君、新党さきがけの奥村展三君並びに

自由民主党の木宮和彦君、馳浩君及び南野知恵子の八名によって発議し、発議者の属する五会派所属議員から賛同を得て提出されたものでございます。

発議者を代表して、私からその提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

学校図書館法は、昭和二十八年、第十六回国会において議員発議によって制定されました。児童生徒の個性を伸長し、自発的な学習意欲を高める教育に不可欠なものとして、学校図書館の整備、充実を目指した画期的な法律でございます。

しかし、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備とされ、学校の教育課程の展開に寄与し、児童生徒の健全な教養を育成することを目的として整備されてきた学校図書館ではあります。が、その後の歩みを見ますと、当初の期待どおり有効にその機能を発揮してきたとは申せません。

これは、図書館資料や施設・設備が不十分であったり、司書教諭の設置等が進まなかったこともありますが、これまでの学校教育では教室における画一的な教え込む教育に重点が置かれてきたことも背景にあると言えます。

今日、生涯学習社会、情報化社会等の進展は学校教育にもその転換を促しております。これからの学校の基本的な役割は、児童生徒に生涯にわたって学習を継続し得る基礎学力を身につけさせるとともに、みずから必要な知識、技能、情報を獲得し、活用できる自己教育力を涵養することにあると言われております。平成元年に改訂された現行学習指導要領は、みずから学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を掲げ、学校図書館についても、計画的に利用し、その機能の活用を努めることを規定いたしております。これは、知識や技能を一方的に教え込むのではなく、みずから考え、主体的に判断し、行

動できる資質、能力を培うことが求められているのであります。

このようなことから、これまで本の倉庫、本の貸出所としてとらえられがちであった学校図書館もようやくその重要性が再認識されてまいりました。これからの学校図書館は、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとして学校教育において中核的な役割を果たすことが期待されているのであります。

また、児童生徒の活字離れ、読書離れが指摘されておりますが、自由な読書活動や読書指導の場として、さらに想像力や好奇心を呼び起こし豊かな心を培うべくオアシスとしても学校図書館の充実は喫緊の課題となっております。

政府においても、公立義務教育諸学校の蔵書数を一・五倍にふやす学校図書館整備新五カ年計画の推進、事務職員配置基準の改善、施設の基準面積の改定等の学校図書館の充実に向けた施策を行ってきているところであります。しかし、学校図書館が真にその機能を発揮し、その役割を果たすためにはこれらの施策だけではまだ不十分であり、学校図書館運営の中心となる司書教諭についてその早急な設置の拡充が不可欠でございます。

現行の学校図書館法では、その運営に当たる専門的職務をつかさどらせるため、司書教諭を置かねばならないことがありますが、附則により当分の間これを置かないことができるとされております。このため、法施行後四十年以上を経過した今日でも司書教諭の設置数は全国でわずか五百数十名にとどまっております。

そこで、学校図書館の一層の充実を期し、司書教諭の設置の計画的拡充を図るとともに、司書教諭養成のための講習を行う教育機関の拡充を図る

ため、本法律案を提案した次第でございます。
次に、改正案の内容について申し上げます。

第一に、これまで大学で行うこととされてきた司書教諭の講習について、大学に加え、新たに大学以外の教育機関が、文部大臣の委嘱を受けて司書教諭の講習を行うことができることとしたしております。

第二に、当分の間、置かないことができるとされている司書教諭の設置についての猶予期間を、政令で定める規模以下の学校を除き、平成十五年三月三十一日までの間とすることとしたしております。

以上が本法律案の提案の理由と内容の概要でございます。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長(清水嘉与子君) 次に、放送大学学園法の一部を改正する法律案について、政府から趣旨説明を聴取いたします。小杉文部大臣。

○国務大臣(小杉隆君) このたび、政府から提出いたしました放送大学学園法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国が二十一世紀に向かい、豊かで活力のある社会を築いていくためには、人々が生涯のいつでも自由に好きなことを学ぶことができ、学習の成果がきちんと評価される生涯学習社会の実現を図ることが重要であります。

これまで、放送大学学園は、放送を効果的に活用する新しい教育形態の大学である放送大学を設置し、放送により、広く一般に大学教育を提供し、国民の広範な大学教育の機会への要望にこたえてきたところであります。

しかし、放送大学の放送は、いまだ放送対象地域が東京タワー等からの電波が届く関東地域の一部に限定されており、教育の機会均等を図るため、これを早急に全国で受信できるようにするため、放送大学創設以来の課題であります。

このため、放送大学学園は、現在の放送対象地域以外の地域においてもこの大学を広く国民が利用できるよう、平成九年度から新たに通信衛星によるデジタル放送を通じて、放送大学の放送番組の視聴機会を提供することを予定しております。このたびの改正は、放送法による委託放送業務の認定を受けて、放送大学学園が、この通信衛星による放送を利用できるようにするため、所要の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。
第一は、放送大学学園が、放送法に規定する委託放送業務を行うことができることを放送大学学園法に規定することであり、

第二は、放送法の一部を改正し、委託放送業務を行う場合における放送大学学園について、所要の規定を整備するものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上がこの法律案を提出しました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(清水嘉与子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両案の質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十三分散会

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、祝日法改正に関する請願(第九九八号)

一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一〇二二号)

一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(第一〇二四号)(第一〇二七号)

一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一〇二四号)(第一〇二七号)

一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一〇二四号)(第一〇二七号)

一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(第一〇三三九号)(第一〇四一四号)

一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一〇三三九号)(第一〇四一四号)

第九九八号 平成九年四月十五日受理
祝日法改正に関する請願

請願者 東京都新宿区若葉一ノ二二社団法人日本郷友連盟会長 堀江正夫外六十三万二千六百七十七名

紹介議員 井上 裕君

一、四月二十九日の「みどりの日」を「昭和の日」に改めること。

二、八月十五日を「戦没者追悼の日」と定め、新たに「国民の記念日」としての法律を制定すること。

理由

(一)四月二十九日は昭和天皇の誕生日であり、昭和の時代には天皇節、天皇誕生日として親しまれていた。国民と共に激動の時代を乗り越え今日の「平和と繁栄の日本」を築く上で大きな精神的支柱であった昭和天皇をしのび、昭和への思いを記念し、「みどりの日」を「昭和の日」に改め、その意味付けも正す必要がある。(二)八月十五日は閣議決定によって「戦没者を追悼し平和を祈念する日」として、大東亜戦争における戦没者及び戦争犠牲者を対象とする政府主催の式典を行っているが、法律の定めはない。今日の平和と繁栄は戦没者の犠牲の上に成り立っており、このことを全国民が銘記することこそ国家の健全な発展のために必要であり、このため「戦没者の追悼」を法律の裏付けの下に実施し、明治以降の全戦没者を対象として全国民が慰霊の誠を捧げられるよう「戦没者追悼の日」として制定する必要がある。法律の制定に当たっては「国民の記念日に関する法律」として新たに制定するか、国民の祝日に関する法律を「国

民の祝日及び記念日に関する法律」と改める必要がある。

第一〇一二号 平成九年四月十六日受理
地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 福岡市南区柳河内一ノ二ノ四一野口嘉代外三名

紹介議員 洲上 貞雄君

スポーツの振興は心身の健全な発達と活力に満ちた社会の形成に大きく寄与するものであるが、週休二日制、子供の体力低下などが進む一方で暮らしの中のスポーツ環境はまだ遅れている。だれもが参加できる地域スポーツクラブの設置、地域のスポーツ活動を総合的に支援する広域スポーツセンターの設置などは早急に取組まなければならない課題である。このため、我が国においても諸外国で行われているスポーツくじ制度を新たに創設し、国及び地方のスポーツの一層の振興を図る必要がある。ついては、次の事項について実現を図らねばならない。

一、「スポーツ振興投票法案」を早期に成立させ、スポーツ振興くじ制度を早期に樹立すること。

第一〇二四号 平成九年四月十七日受理
スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 東京都中野区本町二ノ八ノ六 鳥海又五郎

紹介議員 林田悠紀夫君

我が国のスポーツ環境は、恒常的なスポーツ振興予算の不足、施設整備の立ち遅れ、スポーツ医学など選手強化策の一貫した指導体制の不備、指導者の不足など、不十分な状況にある。また、世界で活躍する選手を育てるための指導・支援体制、高度なスポーツ医学機能を備えたトレーニング施設整備など、根本的な対応が望まれている。さらに、トップレベル選手の競技力向上のためのナショナルスポーツセンターの設置、オリン

ピック等の国際競技大会における日本選手の活躍を支える選手強化の拠点整備などは緊急を要する課題である。このため、諸外国で成功しているサッカーを対象とした「スポーツ振興くじ制度」を導入し、スポーツの抜本的な基盤強化を図るとともに、一層幅広いスポーツ活動の振興を推進する必要がある。ついては、次の措置を採られたい。一、スポーツの飛躍的充実への支援体制の確立を図るため「スポーツ振興くじ」の早期実現を図ること。

第一〇二七号 平成九年四月十七日受理
スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 長野市大豆島九六〇ノ一 保谷秀雄 外四名

紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第一〇三四号 平成九年四月十七日受理
地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 広島市西区庚午中三ノ四ノ一四 小椋得達 外四名

紹介議員 溝手 順正君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一〇三五号 平成九年四月十七日受理
スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 長野市権堂町二三九ランドハイ ツ表参道東館九〇一 塚田芳樹 外三名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第一〇三七号 平成九年四月十七日受理
スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(二通)

請願者 岡山市番町二ノ一〇 小嶋光信 外十一名
紹介議員 加藤 紀文君
この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第一〇三九号 平成九年四月十七日受理
地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 大阪府堺市赤坂台一丁一三ノ一 山東史佳 外二名

紹介議員 釜本 邦茂君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一〇四一号 平成九年四月十七日受理
地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 長野県上水内郡戸隠村大字豊岡一六ノ三 小林八重子 外五名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

五月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、学校図書館法の一部を改正する法律案(南野知恵子君外七名発議)

学校図書館法の一部を改正する法律案

学校図書館法の一部を改正する法律

学校図書館法(昭和二十八年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「大学」の下に「その他の教育機関」を加える。

附則第二項中「当分の間」を「平成十五年三月三十一日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

五月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、放送大学園法の一部を改正する法律案

放送大学園法の一部を改正する法律案
放送大学園法(昭和五十六年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号に掲げる」を「前二項に規定する」に、「同項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 学園は、前項各号に掲げる業務を行うほか、放送法第二十条第三号の五に規定する委託放送業務(前項第二号の業務に係る放送番組を委託して放送させるものに限る。)を行うことができる。

第四十三条第二項第一号中「第二十条第三項」を「第二十条第四項」に改める。

第四十四条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第四十五条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第四十六条中「五万円」を「十万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(放送法の一部改正)

3 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条の二」を「第五十条の二」第一

五十条の四」に改める。

第五十条の二の見出し中「編集等」の下に「に」

関する通則等の適用を加え、同条第一項中「及び第六条の二」を「第六条の二、第五十二條の十三第一項第五号(イからハまでに係る部分に限る。)、第五十二條の十五第二項、第五十二條の十八、第五十二條の二十及び第五十二條の二

十八」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 委託放送業務を行う場合における学園について第三條の二第一項及び第三項、第四條第一項及び第二項、第六條並びに第五十二條の二十六の規定(次項に規定する場合にあつては、第三條の二第一項及び第三項の規定を除く。)を適用する場合においては、第三條の二第一項及び第三項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、同項中「放送」とあるのは「放送の委託」と、第四條第一項中「した」とあるのは「委託して行わせた」ということとし、「放送をした事項」とあるのは「委託して放送を行わせた事項」と、「しなければならぬ」とあるのは「委託して行わせない」と改め、同条第二項中「その」とあるのは「その委託して行わせた」と、第六條中「してはならない」とあるのは「委託して行わせない」と、第五十二條の二十六中「第五十二條の二十の規定による業務の廃止の届出を受けたとき」とあるのは「第五十二條の三第三項において準用する同条第一項の規定により委託放送業務の廃止の認可をしたとき」と読み替へるものとする。

第五十二條の二に次の一項を加える。

3 受託内外放送を委託して行わせる場合における学園については、当該受託内外放送を受託国内放送とみなして第三條の二第一項及び第三項の規定を適用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、同項中「放送」とあるのは「放送の委託」と読み替へるものとする。

第二章の二中第五十条の二の次に次の二条を加える。

(放送等の休止及び廃止)

第五十条の三 学園は、郵政大臣の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。

ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

- ない。
- 2 学園は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合を除き、遅滞なくその旨を郵政大臣に届け出なければならない。
- 3 前二項の規定は、学園が委託放送業務を行う場合における当該委託放送業務の廃止又は休止について準用する。
- (広告放送等の禁止)
- 第五十条の四 学園は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。
- 2 前項の規定は、放送番組編集上必要であつて、かつ、他人の営業に関する広告のためにするものでないと認められる場合において、著作者又は営業者の氏名又は名称等を放送することを妨げるものではない。
- 3 前二項の規定は、学園が委託放送業務を行う場合について準用する。この場合において、第一項中「放送」とあるのは「放送の委託」と、前項中「名称等を放送する」とあるのは「名称等の放送を委託して行わせる」と読み替えるものとする。
- 第五十三条の十第一項第二号中「及び第五十条の二第二項」を削り、「譲渡等の認可」の下に「第五十条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)」を加える。
- 第五十五条第二号中「及び第五十条の二第二項」を削り、「若しくは第四十七条第一項」を、「第四十七条第一項若しくは第五十条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)」に改める。
- 第五十八条中「若しくは第四十三条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、「及び第五十条の二第二項」を削り、「含む。」の下に「若しくは第五十条の三第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)」を加える。